

令和8年4月入園希望者向け

# 保育所利用申請説明会

～ はじめて申請される方へ～

宮前区役所  
児童家庭課

令和8年度の利用案内ができていないため、令和7年度の案内をもとに作成した説明資料です。

来年4月の申請については、必ず令和8年度の利用案内を御確認ください。（7年度と8年度では、課税証明書等の一部提出書類の内容が異なります）

新年度の利用案内は、9月下旬頃から市ホームページに掲載予定、10月1日頃から区役所で配布予定です。

本資料右上に記載されている利用案内ページ数は、令和7年度の利用案内です。令和7年度の利用案内は、市ホームページから「保育所等の申込み手続き（令和7年度）」で検索してください。

認可保育所等について

## クラス年齢

利用案内 表紙・18頁参照

- 4月1日時点での年齢に応じてクラス分け

(年度途中の入所の場合であっても同様)

(例：5月に満1歳になる場合)

6月以降の入所でも、当該年度中は0歳児クラス  
翌年の4月から、1歳児クラス

- 保育所によって受入年齢が異なる ※0歳児クラスがない園もある

- 0歳児クラスは、受入月齢も異なる

例) 受入月齢が「5か月～」の場合  
入所希望月の1日までに満5か月に達して  
いないと申請できない

# 認可保育所等について 保育・教育施設の種類の種類

## 0～5歳児

### 【認可保育所等】

- 認可保育所
  - 認定こども園
  - 小規模保育
  - 事業所内保育
  - 公立保育所 (保育所部分)
  - 家庭的保育
- 区役所に申請

- 川崎認定保育園
- 企業主導型保育
- 地域保育園

各施設に申請

## 3～5歳児

### 【教育施設】

- 幼稚園
- 認定こども園 (幼稚園部分)

各施設に申請



認可保育所等について

利用案内5<sup>分</sup>参照

# 認可保育所等の種類



名称	特徴
① 認可保育所※	園により受入年齢が異なる ※公立保育所含む
② 認定こども園	幼稚園と保育所の機能を持つ施設 園により受入年齢が異なる <u>制服代等がかかる場合がある（各園に確認）</u>
③ <u>小規模保育</u>	定員6～19人の少人数保育 <u>0歳～2歳児クラスまで</u>
④ <u>家庭的保育</u>	定員5人以下の少人数保育 <u>0歳～2歳児クラスまで</u>
⑤ <u>事業所内保育</u> (宮前区にはなし)	従業員対象の保育施設、地域の子どもも預かります <u>0歳～2歳児クラスまで</u>

優先利用調整  
利用案内  
40、41ページ

# 認定こども園 (2・3号認定) ※保育所部分

利用案内 31頁～参照

- 幼児教育・保育を一体的に提供し、地域の子育て支援も行う施設  
幼稚園と保育所の両方の良さをもっています  
(園により、受入年齢や開所日が異なります)
- 各園に特色あり、事前の見学をおすすめします  
健爽学園ゆりかご幼稚園 (犬蔵) 【1歳児～】  
宮前おひさまこども園 (西野川) 【5か月～】  
宮前幼稚園 (西野川) 【3歳児～】  
有馬白百合幼稚園 (東有馬) 【3歳児～】
- 保育料とは別に制服代等がかかる場合があるので  
各園にご確認ください

認可保育所等

利用案内10頁参照

# 保育の必要性の認定

- 保護者全員が下記の事由に該当し、認定を受ける必要がある  
【主な事由】



就 労  
(月64時間以上)



妊 娠  
出 産



求職活動  
起業準備

親族等の  
介護・看護



卒業後就労を  
目的とした  
通 学



保護者の  
病気・負傷  
又は心身障害



など

- 認定通知書は入所を保証するものではない  
「教育・保育給付認定決定通知書」

認可保育所等について

# 申請から入所決定まで

R8年度の利用案内で確認

主な流れ【4月入園の場合】

9月中旬～末頃  
市ホームページに掲載  
・就労証明書  
・利用案内、申請書類  
・4月受入予定人数

10月1日頃

- ・利用案内配布（区役所）

10月中旬～11月上旬

- ・一次申請の受付け（窓口の場合）

12月～1月

- ・教育・保育給付認定決定通知

希望園の追加

1月末から2月初め

- ・一次結果通知～二次申請締切（窓口）

2月～3月

- ・〔内定者〕保育所で面談、健康診断

3月下旬

- ・〔入所者〕利用者負担額等決定通知

認可保育所等について

## 申請方法

R8年度の利用案内で確認

市外転出予定の方は除く

- 申請先：お住まいの区役所（児童家庭課）
- 申請期間：市内園の場合



### 4月入園

### 随時申請（4月入園以外）

《一次利用調整分》  
10月中旬～10月下旬（予定）  
（郵送・オンラインの場合）

利用希望月の前月の10日  
（土日祝日の場合は  
その前の開庁日）まで

※郵送申請の場合、110円切手を貼付の上、返送先の住所・氏名・郵便番号を記載した封筒と運転免許証等のコピーを同封

※書類に不備があると受理できないため、早めに申請してください

認可保育所等について

## 申請書類（１）

利用案内 12 ページ 参照

R8年度の利用案内で確認

### ○必須書類（全員提出）

- ① 教育・保育給付認定（変更）申請書
- ② 保育所等利用（変更）申込書兼児童台帳
- ③ 保育所等利用申込みに関する確認票
- ④ 保育を必要とする事由を証明する書類（資料P6参照）  
※保護者全員分＋必要に応じて同居人（利用案内P13参照）
- ⑤ 本人確認書類（マイナンバーカード等）  
（窓口の場合は提示、郵送等の場合はコピーを同封）

## 認可保育所等について 申請書類（2）

利用案内 13～14 ※参照

R8年度の利用案内で確認

### ○世帯状況に応じて必要な書類（代表的なものを抜粋）

- ⑥育児休業期間に関する同意書・申出書・・・育休・産休中の方は必須
- ⑦在園・受託証明書など・・・認可外保育施設等を利用中の方
- ⑧令和7年度の課税証明書・・・R7年1月1日に市外在住の方
- ⑨対象年度の課税証明書・・・R6年及びそれ以前に育休取得の方

⇒ 利用案内P14 フローチャート参照

※⑧と⑨及びフローチャートは必ず今年度の申請については令和7年度、来年4月の申請については令和8年度の利用案内で確認してください。



# 認可保育所等について 就労証明書

第2号様

川崎市長 宛

## 就労証明書

証明日 西暦 年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

記載者連絡先 \_\_\_\_\_

下記の内容について、事実であることを証明いたします。  
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他( )
2	フリガナ 本人氏名	生年 月 日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は要項「日のみ」) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 _____ 住所 _____
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他( )
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日
		平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) <input type="checkbox"/> 日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 (変則就労の場合)	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分 (うち休憩時間 分)
		就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日
		主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 <small>※日数に有給休暇を含む、 時間数に休憩・残業時間を含む</small>	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月
		年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月

### 重要

① 証明日  
4月入所（一次利用調整）は、  
証明日が 9月1日以降 のもの

記入もれが多い

② 雇用期間の 就労開始日

③ 就労時間

④ 3か月分の就労実績

※17にも給与支給実績の記載あり

認可保育所等について

## 申請の際の注意事項

### ○育児休業中の申請について

- 入所する月の末日（勤務先の都合等により、月初に復職しなければならない場合は翌月1日）までに復職できる場合に申請可能
- 他のきょうだいの育児休業中にある場合でも復職が必要
  - ※転居（直線1 km以上）等による転園の場合を除く
  - ※復職しない場合、退園・内定の取消し

### ○きょうだい2人以上で申込む場合

- 「保育所等利用（変更）申込書兼児童台帳」の裏面、「兄弟姉妹2人以上で申込む場合」の項目を記入（利用案内P16～17参照）

認可保育所等について

# 同時申請について

利用申請は、「年度ごと」に申請が必要

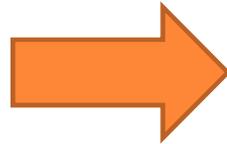
◎令和7年度

- 令和7年12月～  
令和8年3月の入所申請

◎令和8年度

- 令和8年4月の入所申請

同時申請  
が可能



## 同時申請なら

- 申請書と申込書兼児童台帳は2年度分
  - その他は原本＋コピーで可
- ※締切は、4月申請の締切日

- 今年度の認可保育所等に申請していない &
- 12月～3月に育休延長して4月から保育所利用



## 同時申請

資料P14参照

「育休延長を希望の場合」

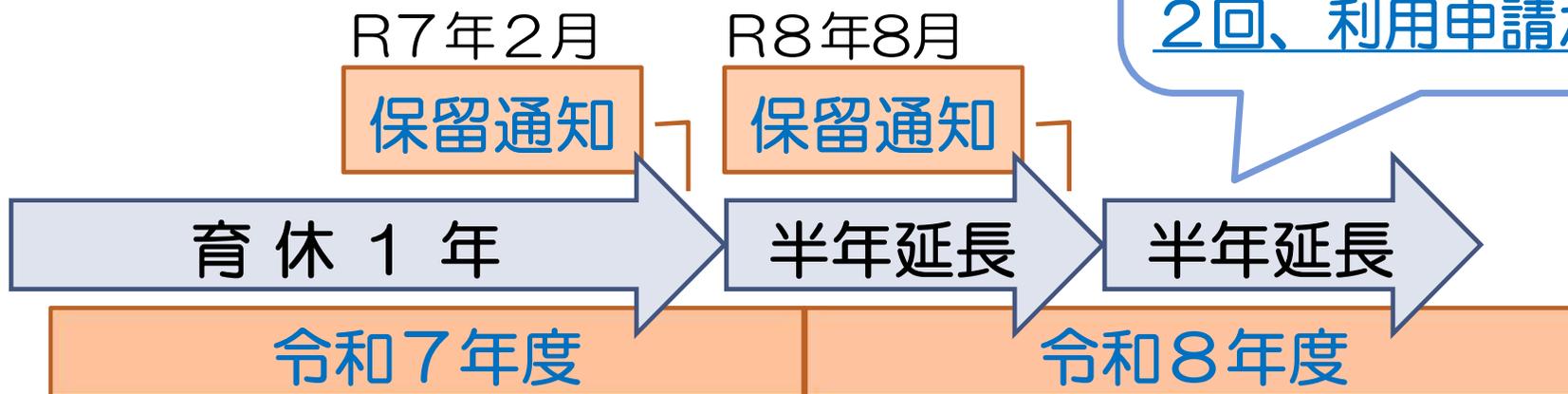
認可保育所等について

# 育児休業の延長について

- 認可保育所等の申請が必要
- 保留通知は、初回に1回のみ  
(代わりに証明書を発行可能)
- 申請は「年度ごと」に必要

※何月分の保留通知が必要か  
会社に確認をしてください。

下図の場合  
育休延長の年度が異なる  
ため7年度と8年度の  
2回、利用申請が必要



認可保育所等について

## 内定辞退について

- 内定を辞退した場合、申請自体が取下げ

※保留通知は出せない

⇒ 他の保育所等の利用を希望する場合や育休延長をする場合  
改めて申請が必要（翌月以降の入所申請から申込みが可能）

※ 1次利用調整の内定を辞退 ⇒ 2次利用調整は申請できない

# 認可保育所等について 保留について

利用案内 22 ページ参照

- 年度内の3月までは利用申請が継続  
⇒ 次年度（R9年4月）の申請は、改めて必要
- 希望園の変更など申請内容の変更は随時受付  
（選考月ごとの締切に注意）  
⇒ 認可外保育施設等を利用し復職した場合など、ランク等の変更があり得るため児童家庭課にご相談ください。
- 「利用調整結果通知書（保留）」は初回のみ発行  
（区役所で代わりの証明書を発行）

## 認可保育所等について 利用調整とは

利用案内 15頁～参照

- 定員を超えた場合、利用調整を実施
- 保育の必要性の度合いを点数化
- 基準以外の要素は、加味しない

認可保育所等について

# 利用調整のプロセス

利用案内 15頁～参照

ランク  
(19頁 別表1)

✓ ランクの高いお子さんから内定

調整指数  
(20頁 別表2)

✓ 同ランクで競合した場合  
指数の高いお子さんから内定

調整項目  
(21頁 別表3)

✓ 同ランクと同指数で競合した場合  
項目点の高いお子さんから内定



認可保育所等について

## 利用調整のランク等①

＜宮前さん家族の場合＞休憩時間を除いて

父：1日7時間・週5日勤務、就労実績6年

母：1日6時間・週5日勤務、就労実績3年

子どもの出産に伴い育児休業中

子：令和6年6月1日生まれ、自宅で保育

きょうだい無し



宮前さん家族のランクは？

認可保育所等について

利用案内 19 ページ参照

## 利用調整のランク等②

<別表1>ランクの算出

各保護者をA~Hに区分し、低い方のランクを世帯のランクとする

保護者の状況	細目	ランク
就労実績	月実働140時間以上就労	A
	月実働120時間以上140時間未満就労	B
	月実働100時間以上120時間未満就労	C
	月実働80時間以上100時間未満就労	D
	月実働64時間以上80時間未満就労	E
	就労先確定	F

←父  
←母

⇒世帯としてのランクは「B」

認可保育所等について

# 利用調整のランク等③

利用案内 20頁参照

＜別表2＞指数点の算出

項目	細目	指数
世帯状況	既にきょうだいが入園している場合又はきょうだいが入園申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯（その他の項目とは重複しない）	7
就労実績	利用希望日時点で1年以上の就労実績がある場合	2
	利用希望日時点で半年以上の就労実績がある場合	1
認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者がなく、認可外保育施設等に預けている場合、又は転居やきょうだい入園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合（就労状況等と連動した利用の場合）	2
同居の親族等の状況	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3
	同居の親族その他の者が65歳以上の場合	-1
産休明け又は育休明け	産休明け、育休明け予定者（4月1日入所については、一次選考の申し込み期限以降から4月中の復帰者を含む）	2

←父・母

←母

⇒指数点は、 $2+2+2=$ 「6」

両親が育休中でも2点

認可保育所等について

## 利用調整のランク等④

利用案内 21 分参照

### ＜別表3＞項目点の算出

項目	項目点
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望時点でも同様の状況が見込まれる世帯 (育児休業期間は除く)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望時点でその期間が1年以上になる世帯 (育児休業期間は除く)	1~5
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯	1
就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯	1

⇒調整項目点は、 $1 + 1 = 「2」$

宮前たろうさん家族のランク等は、「B-6-2」

認可保育所等について

利用案内 44頁～参照

## 保育料について①

- 認可保育所等の種類（小規模・家庭的保育事業など）やクラス年齢、世帯の市民税所得割**相当額**の合計に基づき算定

市民税所得割（税率8%）を税率6%に換算

令和8年度なら令和7年中の所得

- 9月に保育料の見直し  
4～8月は前年度、9～3月は当該年度の所得で決定
- 保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、  
第2子の保育料は半額、第3子以降は無料
- 3歳児クラスから無償化対象（給食費が発生）

19歳以上や別居のお子さんがある場合、手続きが必要



認可保育所等について

## 保育料について③

利用案内 47 ※参照

<宮前さん家族（川崎市在住）の場合>

川崎市に納税  
した場合

父：市民税所得割相当額

$(26\text{万円} + \text{住宅ローン控除}1\text{万円} + \text{寄付金控除}1\text{万円}) \times 0.75 = 21\text{万円}$

母：市民税所得割相当額

（ふるさと納税控除など）

$12\text{万円} \times 0.75 = 9\text{万円}$

世帯の市民税所得割相当額：30万 ⇒ 47ページの階層区分：C19

※ 当該年度に政令指定都市以外にお住まいの場合、0.75は掛けません

宮前さん家族の基本保育料は、60,500円

認可保育所等について

## 保育所の選び方 ①

- 受入年齢（月齢）と保育時間

※土曜日が開いていない園もあります

- 園の保育方針（延長保育や土曜保育の利用条件など）

⇒見学は、各園にお問い合わせください

- 保育所までの経路や距離

送迎用の駐車スペースがない場合  
原則、車での送迎はできません。  
毎日通うことができるか  
経路等の確認をしてください。



認可保育所等一覧  
情報提供シート



川崎市保護者向け  
認可保育所等  
案内サイト



認可保育所等について

## 保育所の選び方 ②

- 利用調整は保育所ごとに希望順位に関係なく行う  
(第1希望に書いた方が入りやすいわけではない)
- 複数の保育所で入所が可能な場合、最上位の希望園で内定
- 入所後に他園への転園は難しい  
(空きがない、入所待ちの方を優先)



卒園まで通える園を希望する順に記入



## 認可保育所等について 宮前区の特徴

- 田園都市線 宮崎台駅周辺への申請が多い
  - ⇒ 希望園に宮前平や梶ヶ谷駅周辺を含める方もいる
  - ⇒ 宮前平・鷺沼駅周辺も増加傾向
- 園の少ない地域 他の区や最寄り駅周辺の園を利用する方もいる
  - ⇒ 二次利用調整から追加すると空いていないことも
- 青葉区・都筑区の園 横浜市民が優先

市外園の申請（市外に転出予定がない場合）

その自治体に申請書類と締切日を確認し

締切の10日前までにお住まいの区役所に申請

# 川崎認定保育園

- 市が定めた一定の基準を満たすことで認定している保育施設

川崎認定では、必要な保育従事者のうち、保育士等の有資格者が1/2以上または2/3以上  
保育スペース・従事者の配置人数の要件は認可と同じ

- 選考方法・保育料は、各園で設定
- 月額最大20,000円の補助制度 ※要件あり  
※企業主導型保育事業は対象外、横浜保育室は対象
- 無償化対象（補助とは別に） ※要件あり  
3～5歳児は月額37,000円まで  
住民税非課税世帯の0～2歳児は42,000円まで

補助金詳細



無償化詳細



# 最後になりますが

情報提供シート



- 認可以外の情報提供シート  
※保育料は変更になっている場合があります。

• 保留となった場合に「育児休業給付金」の延長をする方は  
「申請書類一式」をコピーした上で申請をしてください。

- 「よくある質問と回答」  
⇒利用案内63ページをご覧ください

スライド中のイラストにつきましては、インターネット上で無償公開されている素材を利用しております。  
イラスト：「かわいいフリー素材集 いらすとや」  
著作権者：みふね たかし